

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一七三
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一七三
 - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 一七三
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一七三
 - 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 一七四
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 一七四
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一七四

告 示

福島県告示第二百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオートバックス郡山南店 福島県郡山市南二丁目五十八番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和七年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月一日認可した。

令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、福島市土地改良区が福島市土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年四月九日から
同 月二十八日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
福島市役所

（農村計画課）

公 告

公告第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 土地改良区の名称
安積疏水土地改良区
- 就任した役員
役別 氏名 住所
理事 知野 愛 郡山市台新一丁目九番三号

（農村計画課）

公告第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良事業を 行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
安達疏水土地改良区	白沢	令和六年度土地改良 施設突発事故復旧事業	令和六年一〇月二 四日	令和七年三月一九 日

（農村計画課）

公告第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、荒地地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））の工事は令和七年三月二十六日完了したので公告する。
令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬地方都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和七年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）